平成２２年（フ）第３５７号
川崎市高津区溝口２丁目14番18号　シティアビタ溝の口Ｂ―208
債務者　続　　志郎
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３５８号
川崎市麻生区千代ケ丘５丁目７番地19　メゾンマニフィックＢ―102
債務者　江川　直幸
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３６４号
川崎市宮前区東有馬５丁目40番27号
債務者　佐々木明菜こと　陳　　瓊芬
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４０２号
川崎市高津区新作５丁目７番14号　新城ＱＳハイム304、前住所川崎市川崎区小田６丁目７番23号　ドミール小田201
債務者　石川佳与子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２４６号
青森市柳川１丁目３番26―703号
債務者　田中　幸子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６８号
青森市桜川３丁目10番Ｂ―15号
債務者　斎藤さおり
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２５号
北海道帯広市自由が丘５丁目８番地19
債務者　奈良　和子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
北海道帯広市自由が丘５丁目８番地19
債務者　奈良　廣一
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
北海道帯広市西12条南40丁目３番15号　トゥインクルⅡ105号
債務者　清水　　忍
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１３０号
北海道広尾郡広尾町字茂寄936番地１　池下産業株式会社内、住民票上の住所札幌市中央区旭ケ丘１丁目11番３号
債務者　中島　栄二
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
北海道帯広市依田町42番地３
債務者　前川　佳美
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１４１号
北海道帯広市新町西６丁目28番地　クラッシーⅢ207号室
債務者　高橋　るみ
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
北海道帯広市東８条南12丁目１番地10　道営中央団地１―805
債務者　田中　恵介
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
北海道帯広市東11条南11丁目１番地
債務者　石井　君枝
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第３３７号
川崎市中原区中丸子1170番地１　グランシティ平間408
債務者　長澤　清栄
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係